

【調査票】 レジャー用ライフジャケットについて

○ レジャー用ライフジャケットの定義

レジャー用ライフジャケット

→ 本調査では「川や海のレジャー等を楽しむことを目的として使用される個人用の浮力補助具」をレジャー用のライフジャケットとしております。

【対象例】

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ・ミニボート（比較的小さな船）※ | ・海岸（岸壁、防波堤など）、湖、川での釣り |
| ・手漕ぎボート | ・海岸、湖、川での水遊び |
| ・カヌー、カヤック、ラフティング | ・シュノーケリング |
| ・スタンドアップパドルボード（SUP） | ・プール |
- など

※ミニボート：日本の場合、船体長さ3m未満 かつ 推進機関出力1.5kw未満以下

※中型・大型船舶（総トン数20トン以上）は対象外

○ 調査依頼内容

- | |
|---|
| (1) ライフジャケットの着用の法規制（着用義務・着用努力義務の有無等）
※年齢制限がある場合（18歳以下等）は、その情報もお教え願います。
※国際条約で搭載義務がある中型・大型船舶（総トン数20トン以上）は除く。 |
| (2) ライフジャケットの着用率（着用率が低い場合、着用しない理由や背景等） |
| (3) レジャー用ライフジャケットの商品情報（多用途な商品の例） |
| (4) レジャー用ライフジャケットの性能基準、規格、認証制度等 |
| (5) 行政機関等によるレジャー用ライフジャケットの着用の推奨の有無 |
| (6) 水難事故情報（死亡・重症事故事例、医療機関受診件数等）
※できればレジャーに関連するもの
※できればライフジャケット着用、非着用別の致死率等の統計 |
| (7) 水難事故防止のための各国の取組、啓発活動等（特にレジャー用ライフジャケットが関連するもの） |

調査票

(1) ライフジャケットの着用の法規制（着用義務・着用努力義務の有無等）

対象	着用義務	着用努力義務
① 漁船 → 漁業、漁獲物運搬業及び水産物加工業に携わる船舶	有 ・ 無	有 ・ 無
② 釣り漁船 → 釣り道具を利用して、海・海辺・内水面などで釣り活動を行う際に使う船舶	有 ・ 無	有 ・ 無
③ その他レジャー → 海岸・湖・川などの水の上でレジャー用品を利用して、行われるすべての活動	有 ・ 無	有 ・ 無

① 漁船（漁業、漁獲物運搬業及び水産物加工業に従事する船舶）

漁船安全操業法（国）

※漁船の安全な操業と航行のために必要事項を定め、健全な漁業秩序を確立し、国民の生命・身体・財産の保護を目的とする。（参照元：[어선안전조업법 \(law.go.kr\)](http://law.go.kr)）

第4章 漁船の安全な操業と航行のための事業など

第24条（救命胴衣の着用）

- ① 漁船に乗船する者は気象特報発効など海洋水産部令が定める要件の発生時、安全な操業と航行のため救命胴衣を着用しなければならない。
- ② 海洋水産部長官は海洋水産部令が定める者をして第1項による要件の発生時、漁船に乗船する者の救命胴衣の着用有無を確認させることが可能である。

【同条は以下のとおり改正予定】

第24条（救命胴衣などの着用）

- ① 漁船に乗船する者は気象特報の発効及び乗船人数が小規模の乗船など海洋水産部令として定められた場合、安全な操業と航行のために救命胴衣または救命衣を着用しなければならない。
- ② 第①項の場合、漁船の船長は漁船に乗船する者に救命胴衣または救命衣を着用させなければならない。
- ③ 第①項の場合、海洋水産部長官は海洋水産部令として定められた者をして漁船に乗船した人の救命胴衣または救命衣の着用有無を確認することができる。

【改正日：2022.10.18】

【施行日：2025.10.19】

第6章 罰則

第32条 (過怠料)

② 次の各号のいずれかに該当する者には 300 万ウォン以下の過料を賦課する。

4. 第24条に違反して救命胴衣を着用しない者

漁船安全操業法 実行規則 (海洋水産部令)

第13条 (救命胴衣の着用要件など)

① 法律第24条の①に定める「気象特報発効など海洋水産部令が定める要件発生時」とは台風・風量特報または予備特報発効中に船の甲板上に出ている場合が該当する。

② 法律第24条の②に定める「海洋水産部が定めた者」とは「水産業法」第69条による漁業監督公務員および海洋警察庁所属の警察公務員を意味する。

【同条は以下のとおり改正予定】

第13条 (救命胴衣などの着用要件など)

① 法律第24条の①に定める「気象特報の発効および乗船人数が小規模の乗船など海洋水産部令として定められた場合」とは次の各項目のいずれかに該当する場合である。

1. 台風・風量特報または予備特報発効中に船の甲板上に出ている場合
2. 漁船に乗船した人数が2名以下の場合

② 法律第24条の③に定める「海洋水産部が定めた者」とは「水産業法」第69条による漁業監督公務員および海洋警察庁所属の警察公務員を意味する。

【改正日：2024.05.22.】

【施行日：2025.10.19.】

② 釣り漁船 (釣り道具を利用して、海・海辺・内水面などで釣り活動を行う際に使う船舶)

※釣りの管理及び育成に関する事項の規定によって、健全な釣り文化を造成し、水産資源を保護と釣り関連事業及び農漁村の発展と国民の生活の質を向上に資することを目的とする。

参照元： [낚시관리및육성법 \(law.go.kr\)](http://law.go.kr)

釣り管理および育成法

第4章 釣り漁船

第29条 (釣り漁船業者などの安全運航義務など)

③釣り漁船業者及び船員は安全運航のため、釣り漁船に乗船する乗客などの乗船者全員に救命胴衣を着用させなければならない。この場合、救命胴衣を着用しない乗客は乗船を拒否することが可能である。

第36条 (釣り漁船の乗客の遵守事項)

釣り漁船業者または船員は、安全運航のために釣り漁船に乗船した乗客に次の各号の事項を遵守するよう措置することができる。この場合においては、釣り漁船の乗客は、釣り漁船業者又は船員の措置に協力しなければならない。

1. 第29条第3項の規定による救命胴衣の着用に関する事項 (2項以降省略)

第8章 罰則

第 55 条 (過怠金)

① 次の各号のいずれかに該当する者には 300 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

11. 第 29 条第 2 項・第 3 項による釣り漁船業者等の安全運航義務に違反した者

(1~10 項、12 項以降省略)

③ **その他レジャー (海岸・湖・川などの水の上でレジャー用品を利用して行われるすべての活動)**

水上レジャー安全法

※水上レジャー活動の安全と秩序の確保と水上レジャー事業の健全な発展を資することを目的とする (参照元: [수상레저안전법 \(law.go.kr\)](http://law.go.kr))

第 3 章 安全遵守義務

第 20 条 (安全装備の着用) 水上レジャー活動を行う者は救命胴衣などの人命安全に必要な装備を海洋水産部令※の定めによって着用しなければならない。

第 64 条 (過怠金)

② 次の各号のいずれかに該当する者には 50 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

2. 第 20 条に違反して人命安全装備を着用していない者 (1 項及び 3 項以降省略)

※海洋水産部令 第 3 章 安全遵守義務 第 23 条 (安全装備の着用)

① 水上レジャー活動をする者は法第 20 条に基づき、管轄の海洋警察署長または特別自治市長・済州特別自治道知事・市長・郡守及び区庁長(区庁長は自治区の区庁長を、ソウル特別市の管轄区域にある漢江の場合はソウル特別市の漢江管理に関連する業務を管轄する機関の長をいい、以下“市長・郡守・区庁長”という)が安全装備に関連する特別な指示をしない場合は、救命胴衣 (令第 2 条第 2 項第 8 号及び 16 号に基づきサーフボードまたはパドルボートを使用し水上レジャー活動をする場合は、ボードリッシュ (board leash:サーフボードまたはパドルボートと足首をつなぐ装備) をいう) を着用しなければならない。令第 2 条第 2 項第 6 号に基づき、ウォータースライダーを利用し水上レジャー活動またはラフティングを行う時は、救命胴衣とともに安全帽を着用しなければならない。

② 管轄の海洋警察署長はまたは市長・郡守・区庁長は水上レジャー活動の形態、水上レジャー器具の種類及び日時などを考慮し、水上レジャー活動をする者が着用しなければならない救命胴衣・救命衣または安全帽などの人命安全装備の種類を特定し着用等の指示をすることができる。

③ 管轄の海洋警察署長または市長・郡守・区庁長は第 2 項に基づき水上レジャー活動をする者が着用しなければならない人命安全装備の種類を特別に定め、指示する時は人々の目につきやすい場所にその内容を掲示しなければならない。

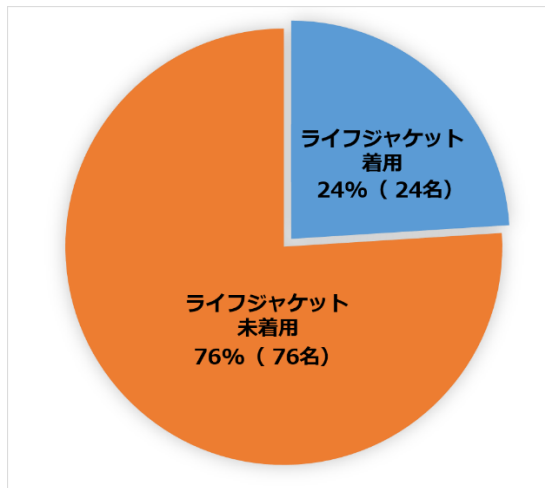
(2) ライフジャケットの着用率（着用率が低い場合、着用しない理由や背景等）

・ 全羅南道莞島海洋警察（2021年10月5日）

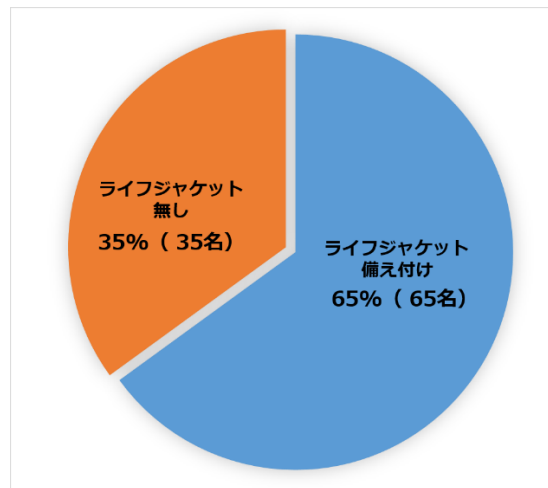
※報道資料「ライフジャケットの着用に関する認識調査」より

最近、莞島（ワンド）海洋警察署管内の漁民 100 人を対象にライフジャケットの着用に対する認識調査を行った結果、▲操業時、ライフジャケットを着用しない人が 75%に達しており、▲回答者のうち 35%は漁船内のライフジャケットを備え付けずに操業中であり、▲回答者の多数（62%）は水泳が全くできない人々が 50%を占めていることが分かった。

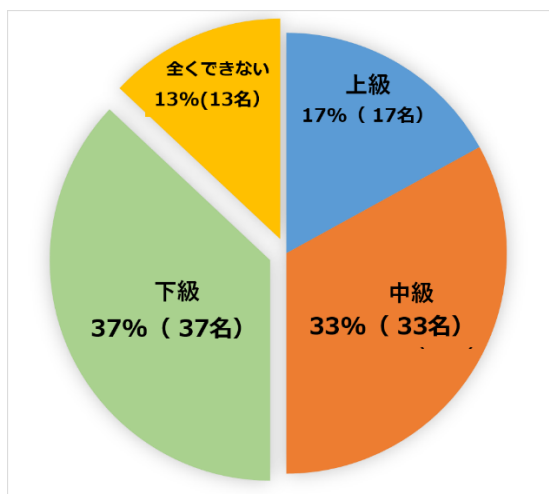
参照元：[완도해양경찰서 \(kcg.go.kr\)](http://kcg.go.kr)



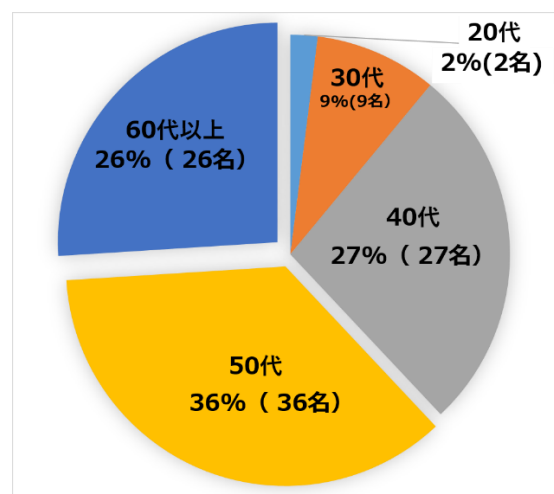
【船上でのライフジャケットの着用有無】



【ライフジャケットの備え付けの有無】



【水泳の実力】



【回答者の年齢】

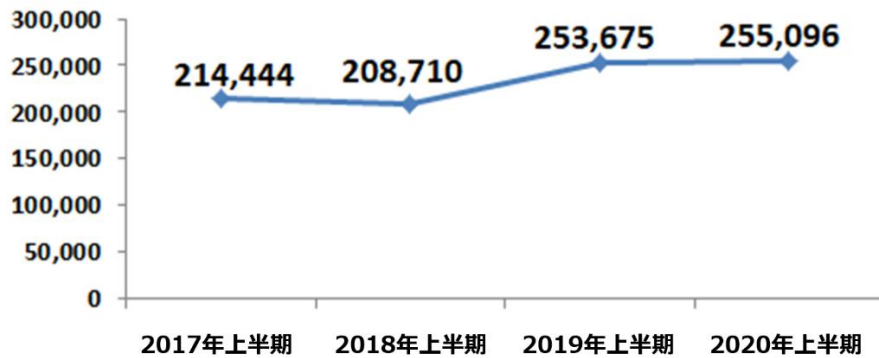
・ 海洋警察庁

※報道資料「上半期の主な安全事故は 17 件で前年度と比べ 41%減少」より

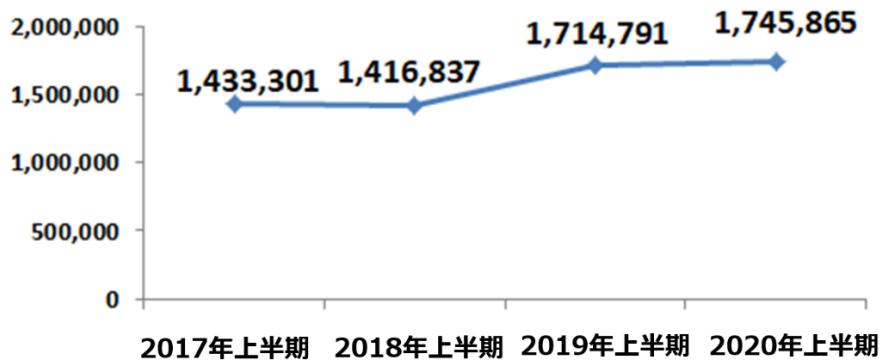
「コロナ禍」の中、釣り漁船の出港数と利用者数は前年度と同じであるが、安全事故と安全違反行為の件数は大幅に減少したと発表した。海洋警察庁は、「主な安全違反行為を阻止するために、持続的な監視を強化する」と発表した。

参照元：[상세보기 \(kcg.go.kr\)](http://kcg.go.kr) (2020 年 7 月 8 日発表)

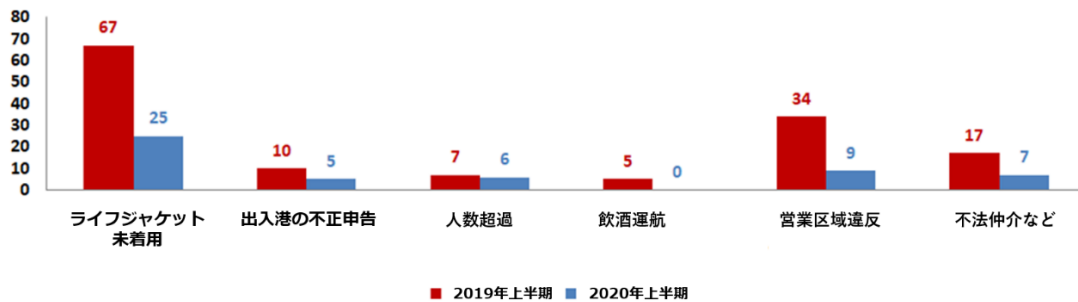
【釣り漁船の出港隻数】



【釣り漁船の利用者数】



【釣り漁船の主な安全違反行為発覚件数】



(参考)

[수협 구명조끼 착용실태 설문조사 결과 - 어업 in 수산 \(suhyupnews.co.kr\)](http://suhyupnews.co.kr) (2014 年調査)

調査票

(3) レジャー用ライフジャケットの商品情報 (多用途な商品の例)



・株式会社 SEAWOLF マリン
水分に反応し、自動的に膨張する方式のライフジャケット

他のライフジャケットより引張強度が3倍高い安全バックルを入れ、安全性を大幅に増加させた製品。

長時間着用する際の疲れを最小化するため、人体工学的な設計で首と肩の着用感を向上させたライフジャケットである。海洋水産部から KOMSA 認証を取得している。

参照元：[HS-J07 \(seawolfmall.co.kr\)](http://seawolfmall.co.kr) (SEAWOLF マリン公式サイト)



・株式会社 SEAWOLF マリン
腰ベルト型のライフジャケット。大きいポケット付きで実用性を向上させた製品

首にかけるネックレス型より腰ベルト型が便利だという顧客の意見を反映して作られた製品。

さらに、付け外しが可能な大きなポケットで実用性を向上させた。海洋水産部から KOMSA 認証を取得している。

参照元：[HS-W06 영웅 \(seawolfmall.co.kr\)](http://seawolfmall.co.kr)

(SEAWOLF マリン公式サイト)



・韓国消防公社
投擲用自動膨張ライフジャケット

軽くて小さなサイズで、どこでも保管できる。海に入ると、自動的に膨張する製品。溺れた人の救命の際など、緊急事態に使いやすい。

参照元：[\[투척용자동팽창구명조끼\(투척식\)해상공사레스큐 구명조끼 JI-TJ10\] \(nofire.co.kr\)](#)

調査票

(4) レジャー用ライフジャケットの性能基準、規格、認証制度等

韓国では、レジャー用ライフジャケットの法的な性能基準（国家統合認証マーク（KCマーク））が定められており、基準を満たさない製品は、販売が禁止されている。一方、船舶用のライフジャケットは、海洋交通安全公団や韓国船級法人等の機関から別途の認証を得る必要がある。

分類	性能基準
法定の性能基準の製品	① 国家統合認証マーク（KC マーク）
任意の性能基準の製品	
船舶用の基準の製品	② 海洋交通安全公団（KOMSA マーク）
	③ 韓国船級法人（KR マーク）
	④ 船舶安全技術公団（KST マーク）

① 【法定の性能基準】 国家統合認証マーク（KC マーク）

参照元：

[스마트컨슈머 > 소비자정보 > KCA 보고서 > 상세보기](#)

[국가기술표준원 > 소식 > 공지·공고 > 고시·공고 \(kats.go.kr\)](#)



「KC マーク」は、韓国の国家統合認証マークであり、日本の「PS マーク」と同様な役割を果たす。スポーツ用ライフジャケット(浮力補助服を含む)の場合、安全確認対象の生活用品に分類され、着用者の体重によって最小浮力以上の浮力基準を満たさなければならない。すべての製品の浮力は、24 時間以上維持（±5%以内）しなければならない。膨張式の場合、空気ユニットは、一定基準の内部空気圧（3.5kPa*）を 12 時間維持させた際、圧力損失（0.25kPa*未満）があってはならないとされている。

【浮力に関する規定】

(単位：kg)

体重	浮力補助服*	スポーツ用ライフジャケット	
		A型**	B型***
20 以下	-	30	45
20 超過 ~ 30 以下	-	40	60
30 超過 ~ 40 以下	35	50	75
40 超過 ~ 50 以下	40	60	90
50 超過 ~ 60 以下	40	70	110
60 超過 ~ 70 以下	45	80	130
70 超過	50	100	150

*浮力補助服：泳げる人が助けを求められることができる保動艇助写接している条件で着用できるライフジャケット

**A型：泳がない人でも保動艇助がある引接している条件で着用できるライフジャケット。反射材やホイッスルがついている。

***B型：泳がない人が悪天候の条件でも着用できるライフジャケット。反射材やホイッスルがついている。

③ 【船舶用の基準】 海洋交通安全公団 (KOMSA マーク)

参照元：[한국해양교통안전공단 \(komsa.or.kr\)](http://komsa.or.kr)[문서뷰어 \(brcn.go.kr\)](http://brcn.go.kr)

一般の船舶や漁船等では、ライフジャケット着用が法的に定められており、必ず海洋交通安全公団(②KOMSA マーク)や韓国船級法人(③KR マーク)から検定を受け合格表示されたライフジャケットを着用しなければならない。「KOMSA」は、「Korea Maritime Transportation Safety Authority」の略語であり、2019年7月に「KST(船舶安全技術公団)マーク」から名称を変更したものである。

【浮力に関する基準】

□ ライフジャケット及び作業用ライフジャケットの性能条件の比較

項目	ライフジャケット (一般船舶・漁船)	作業用ライフジャケット	備考
浮力	最小150N以上	最小約70N以上	
強度	3200N / 30分	900N / 要件なし	
耐火性能	250mmの高さを 2秒通過	基準なし	○ 2秒間の炎上後、 燃え続けず、 溶けないこと
復元性能	乾舷 1200mm以上 / 復元時間5秒以内	基準なし	○ 乾舷：脱力した人や意 識不明の人の口の平均 高さ ○ 水中でうつ伏せによっ ている意識不明の人の 口が水面上に出るよう な状態に復元可能
区画 (膨張式)	2つ以上の独立した 気室(区画)	基準なし	○ 2つ以上の分離された区 画を持たなければなら ない(1つの区画の浮力喪失の 場合、一定の要件を満たす)

□ 写真

ライフジャケット		作業用ライフジャケット	
			
固型式	膨張式	固型作業用	膨張作業用

③ 【船舶用の基準】 韓国船級法人 (KR マーク)

参照元：[Korean Register \(krs.co.kr\)](http://krs.co.kr)



1960年に設立された韓国船級法人(Korean Register)は、1988年に国際船級連合会(IACS)に加入するなど、国際的に公認される韓国唯一の船級技術団体である。船舶検査技術やデジタル・エコ・認証・艦艇など多様な分野の総合的な技術サービスを行っており、ライフジャケットの安全性検査も実施している。性能基準は、「②海洋交通安全公団 (KOMSA マーク)」と同様である。

(参考)

④【船舶用の基準】船舶安全技術公団（KST マーク）(旧)

※現在は使用されていない

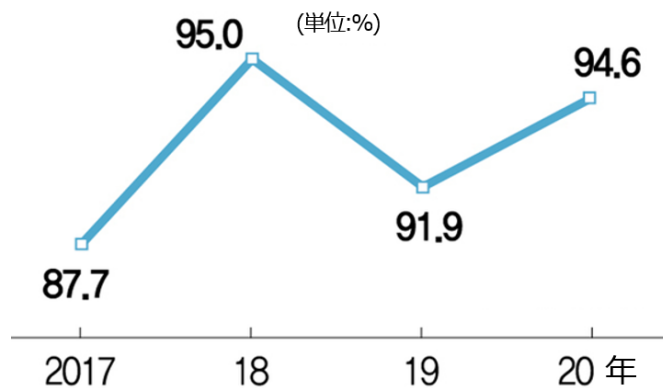
参照元：[7 월 출범 해양교통안전공단 “영문 약칭 ‘KOMSA’로 불러주세요”](#)



2019年7月に「②海洋交通安全公団（KOMSA マーク）」と名称を変更した。「KST」は、「Korea Ship Safety Technology Authority」の略語であり、名称変更以前までは、性能基準を満たしたライフジャケットに「KST マーク」の合格表示が示されていた。

(5) 行政機関等によるレジャー用ライフジャケットの着用の推奨の有無**・海洋水産部**

海洋水産部の公式ブログで「ライフジャケット着用は、命につながる」とライフジャケットの着用を勧告した（2021年7月6日）。2020年の沿岸事故による死亡者の94.6%がライフジャケットを着用していない状態で死亡したため、ライフジャケットは、レジャー、釣り等の活動で生命と直結する安全装備であると説明した。

**沿岸事故の死亡者のうち
ライフジャケット非着用の比率**

参照元：[구명조끼 착용이 생명을 살립니다!: 네이버 블로그 \(naver.com\)](http://naver.com)

また、海洋水産部は、2023年、海上での人身事故を防ぐために、着用しやすく機能性の高いライフジャケットを開発し、一人で操業する漁船など安全性に脆弱な約350隻の船舶に無償で提供した。

参照元：

[보도자료 착용이 편리한 벨트형 구명조끼 무상 지원한다 해양수산부 \(mof.go.kr\)](http://mof.go.kr)

・海洋警察庁

2019年、海洋警察庁は、ライフジャケット非着用等の不法レジャー行為を集中的に取り締まると発表した。海上警察庁の水上レジャー管理係長は、「徹底的な安全管理を通じて水上レジャーの事故を防ぎたい」と述べ、「レジャーを楽しむ方々にもライフジャケットなどの安全装備をしっかりと着用していただきたい」と呼びかけた。

参照元：[해경청, 구명조끼 미착용 등 불법 레저행위 집중 단속 | 연합뉴스 \(yna.co.kr\)](http://yna.co.kr)

・行政安全部

修学旅行等の旅行の需要が増加する2023年4月から10月まで遊覧船のライフジャケットの安全管理点検を実施し、着用を勧告した。



参照元：

[행안부 “10 월까지 유람선 구명조끼 비치 여부 등 안전점검” | KBS 뉴스](#)

・疾病管理庁

安全な水遊びのために必ず必要な荷物としてサングラスや日焼け止め以外にライフジャケットをリストアップし、着用を勧告した。



参照元：

[함께 떠나요 물놀이하러! 물놀이 준비물과 안전수칙 살펴보기 | 카드뉴스 | 홍보자료](#)

(6) 水難事故情報 (死亡・重症事故事例、医療機関受診件数等)

・海洋水産部

参照元：報道資料「2023年海洋事故件数8%増加、人命被害は5%減少」より

[보도자료 2023년 해양사고 건수 8% 증가, 인명피해는 5% 줄어 해양수산부 \(mof.go.kr\)](http://mof.go.kr)

2023年の海洋事故は、計 3,092 件が発生した。前年(2022年 2,863 件)比 229 件(8.0%)増加し、死亡・行方不明など人命被害は 94 人で前年(2022年 99 人)比 5 人(5.1%)減少した。



海洋事故のうち、漁船事故が 2,047 件(66.2%)、水上レジャー事故が 555 件(17.9%)、漁船以外の船舶事故が 490 件(15.9%)発生した。

海洋事故発生及び人命被害

(単位:件、隻、人)

区別	海洋事故 発生件数				海洋事故 発生隻数				人命被害(死亡・失踪)			
	合計	漁船	漁船以外	レジャー機具	合計	漁船	漁船以外	レジャー機具	合計	漁船	漁船以外	レジャー機具
2019	2,971	1,951	464	556	3,274	2,134	554	586	98	79	17	2
2020	3,156	2,100	448	608	3,535	2,331	557	647	126	99	21	6
2021	2,720	1,786	384	550	3,053	1,971	485	597	120	89	28	3
2022	2,863	1,718	543	602	3,167	1,904	624	639	99	83	13	3
2023	3,092	2,047	490	555	3,417	2,261	561	595	94	78	11	5
前年比 (増減率,%)	229	329	△53	△47	250	357	△63	△44	△5	△5	△2	2
	8.0	19.2	△9.8	△7.8	7.9	18.8	△10.1	△6.9	△5.1	△6.0	△15.4	66.7

・行政安全部

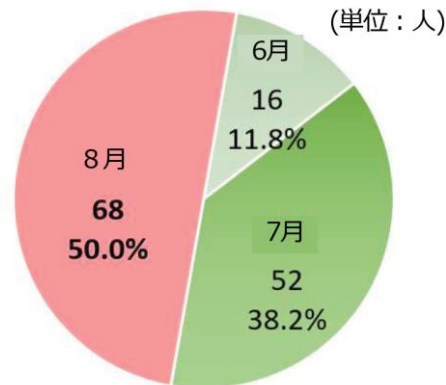
参照元：報道資料「猛暑を避けた水遊び、安全規則遵守を徹底！」より

[폭염 피한 물놀이, 안전수칙 준수 철저! - 보도자료 | 브리핑룸 | 대한민국 정책브리핑](#)

過去 5 年間(2018 年～2022 年)の水難事故の統計

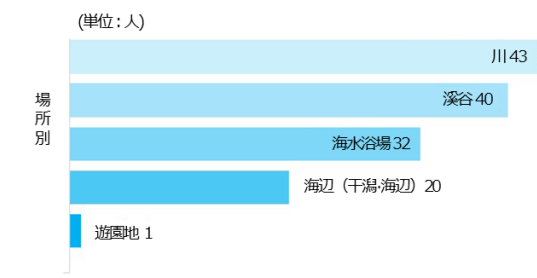
2018 年から 2022 年の夏(6 月～8 月)に発生した水難事故の死亡者は、合計 136 人であり、そのうちの 50%が 8 月に発生した。

【5年(2018～2022年)間の月別水遊び死亡者】

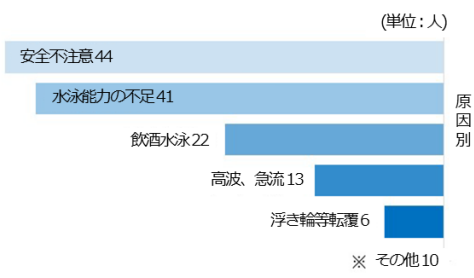


水難事故の発生場所としては、川が 43 人で最も多く、溪谷 40 人、海水浴場 32 人、海辺(干潟・海辺) 20 人の順である。主な原因として、水中に落下したものをとろうとする等の「安全不注意」が 44 人で最も多く、水泳能力の不足 41 人、飲酒水泳 22 人、高波や急流に流されて発生する事故 13 人、浮き輪等転覆 6 人であった。

【5年(2018～2022年)間の場所別水遊び死亡者】



【5年(2018～2022年)間の原因別水遊び死亡者】



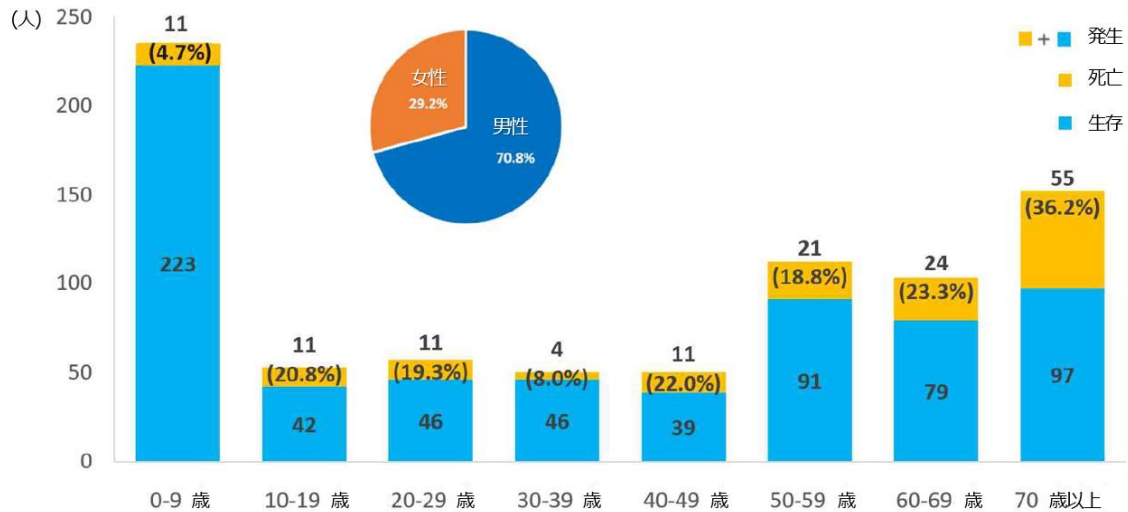
・ 疾病管理庁

参照元：報道資料「夏の野外水遊びの際、水におぼれる事故に注意」より

[\[7.7.금.조간\] 여름철 야외 물놀이 시, 물에 빠짐 사고 주의 | 보도자료](#)

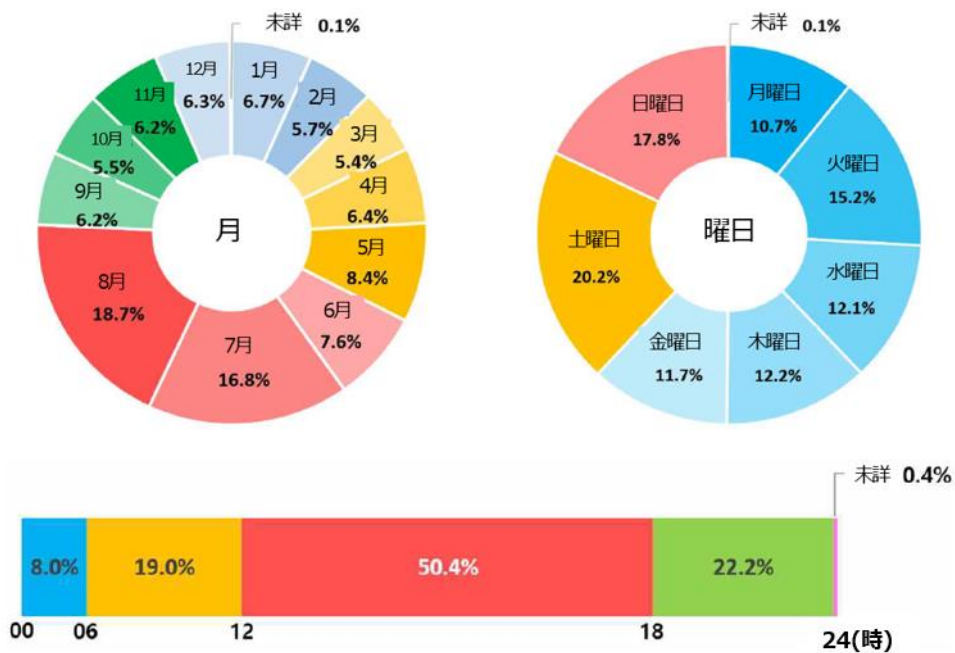
・溺水事故及び死亡者数の統計(2016年～2020年)

溺水事故で救急救命室に来院した患者は、合計 811 人で、男性は 574 人(70.8%)、女性は 237 人(29.2%)であり、男性が女性より約 2.4 倍程度多かった。年齢別では 9 歳以下の子供が最も多く(28.9%)、70 歳以上高齢層でも多数発生(18.7%)した。溺水事故の死亡者は、148 人(18.2%)である。



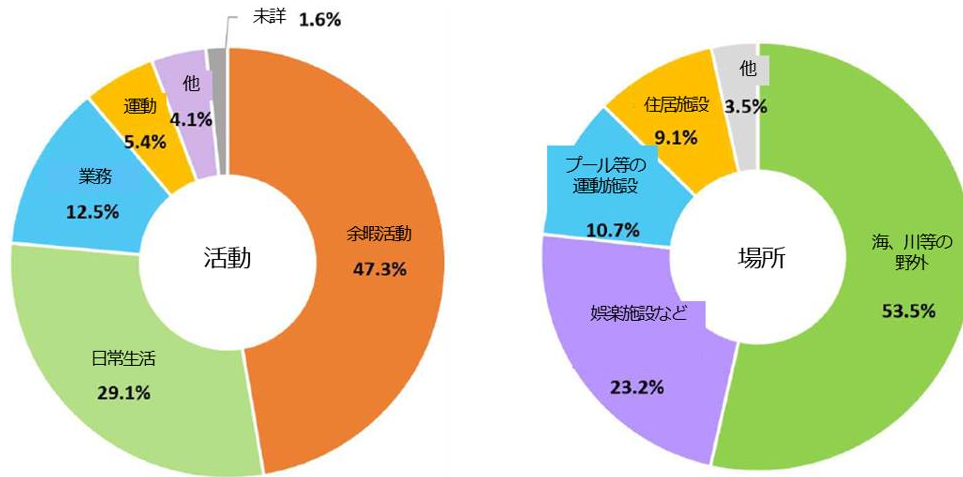
【溺水事故発生及び死亡】

また、溺水事故は水遊び関連の活動が多くなる夏(43.2%)に主に発生し、特に休暇シーズンがピークに達する 7 月(16.8%)と 8 月(18.7%)に集中的に発生した。平日よりは週末(土曜日 20.2%、日曜日 17.8%)に発生頻度が高く、気温が高く活動量の多い午後の時間帯(12-18 時)に主に発生(50.4%)した。



【時期別溺水事故の発生現況】

さらに、溺水事故の大半は、余暇活動(47.3%)及び日常生活(29.1%)の中で発生した。溺水事故の発生場所は主に海、川などの屋外(53.5%)で発生し、娯楽施設など娯楽施設(銭湯・ウォーターパークなど、23.2%)、プールなど運動施設(10.7%)でも多数発生した。



【活動・場所別溺水事故の発生現況】

・消防庁

消防庁の統計によると、5年間(2018~2022年)の水難事故の救助件数は、5万2045件であり、毎年夏(7~8月)に集中的に発生した。水遊びの救助件数は、計2816件であり、新型コロナウイルス拡散当時は停滞したが、2021年以後毎年増加している。

参照元：[물놀이 안전사고 위험 증가... 중앙 119 구조본부, 급류 수난구조](#)

(7) 水難事故防止のための各国の取組、啓発活動等（特にレジャー用ライフジャケットが関連するもの）

○ 商品テスト、調査など

・ 韓国国家技術標準院、韓国消費者院

「ライフジャケットの安全性に関する調査(2020年7月)」

インターネットショッピングサイトで販売されているライフジャケット 54 検体に安全性試験を実施。そのうち 3 検体が最小浮力基準を満たしておらず、リコール命令を下した。また、安全基準は満たしているものの、製造・輸入者名、使用注意事項等の表記義務に違反した 31 検体に改善措置を勧告した。

参照元：

[국가기술표준원 > 소식 > 보도자료 \(kats.go.kr\)](#)

[용도·기준에 안맞는 구명조끼 구입·사용, '각별히 주의해야' | 리콜뉴스 | 공지사항](#)

○ レンタルステーションなど

・ 韓国行政安全部

「釣り場、河原等で安全事故予防…ライフジャケット無料レンタルステーション拡大運営(2023年)」

行政安全部は、海辺、釣り場、河原等の安全のためにライフジャケット無料レンタルステーションを拡大する。京畿道(キョンギド)・江原道(カンウォンド)など 10 市・道で運営中のライフジャケット無料レンタルステーションも 17 市・道に拡大運営する。また、ライフジャケット着用のような海洋レジャーの基本安全規則と共に、溺れた時に対処できる救命方法の教育・広報も積極的に推進する。

参照元：

[저수지·남시터·계곡 등 수상 안전사고 예방...구명조끼 무료대여소 확대 운영 등 \(idsn.co.kr\)](#)

・ 固城(コソン)郡

「ライフジャケット無料貸出(2023年)」

固城(コソン)郡は、水遊び事故を防止するため水遊び管理地域にライフジャケット 50 着を追加で購入し、無料レンタルステーションを運営する。誰でも身分証明証さえあれば無料で借りることができる。

参照元：[경남 고성군, 물놀이장 필수품 구명조끼 무료대여 | 더경남뉴스 \(thegnnews.com\)](#)

・ 韓国木浦(モッポ)海洋警察署

「ライフジャケットレンタルステーション運営(2022年)」

木浦(モッポ)海洋警察署は、海洋安全文化の拡散と沿岸事故予防のため、7月から9月末までの3か月間、「ライフジャケット無料レンタルサービス」を運営する。木浦海洋警察によると、3年間、管内で発生した沿岸事故の死亡者は計 19 人で、このうち 17 人 (90%) がライフジャケットを着用していなかったと集計された。そのため、ライフジャケットのレンタルを希望する国民を対象に、水上レジャー、釣り、水遊びなど沿岸事故の危険が高く、活動が多い地域の交番でライフジャケッ

ト無料レンタルサービスを運営する。ライフジャケットのレンタルサービスは、管内の北港(プックハン)交番と靈光(ヨングァン)交番において、身分証明書を提示したらレンタルが可能である。

参照元：[목포해경, 구명조끼 무료 대여 서비스 시행 < 광주/전남/전북 < 지자체 < 기사본문](#)

○ 工夫された注意喚起、キャンペーン、啓発活動など

・ 行政安全部、海洋警察庁、海洋水産部

「ベイビーシャークと安全な水遊びキャンペーン～ライフジャケットソング～」

「ベイビーシャークのライフジャケットソング」は、世界的に人気のあるキャラクター「ベイビーシャーク」を用いて幼少年層を対象に「水遊びをする時は、ライフジャケットを着用しよう!」というテーマで場所・状況別にライフジャケット着用の重要性をリズムに合わせて学べる映像である。全国の保育園、幼稚園等で教育資料として活用され、全国の電光掲示板やコンビニ、モニター、SNS等を通じて広報された。



아기상어 구명조끼 제조 | 핑크퐁X행정안전부X해양경찰청X해양수산부 | 물놀이 전 해주세요 | 구명조끼 잊지않았죠? | 핑크퐁! 인기동요



参照元：

[아기상어 구명조끼 제조 | 핑크퐁 X 행정안전부 X 해양경찰청 X 해양수산부\(youtube.com\)](#)

・行政安全部

「水遊びの安全キャラクター「安全(アンジョン)ちゃんと安心(アンシン)くん」

ライフジャケットを着用したキャラクター「安全(アンジョン)ちゃんと安心(アンシン)くん」をポスターやパンフレット、うちわ、サンキャップのデザインに活用し、正しいライフジャケットの着用などを広報している。



参照元：[정부브리핑\(\(행안부\) 안전이, 안심이 알려주는 물놀이 안전수칙!\)](#)

・蔚珍(ウルジン)海洋警察署

「高速道路の掲示板を活用しライフジャケット着用を勧告(2023年)」

蔚珍(ウルジン)海洋警察署は、ライフジャケット着用の重要性を知らせるため、7月から8月まで

道路公社江原(カンウォン)本部、原州(ウォンジュ)・釜山(プサン)地方国土管理庁の協力を得て、嶺東(ヨンドン)・東海(トンヘ)岸高速道路および7番国道で運営中の電光掲示板のうち44か所に「運転する時はシートベルト!!水遊びする時はライフジャケット!!」等のライフジャケット着用を勧告するキャッチフレーズを掲載している。



参照元：[울진해경, 7번 국도에 '구명조끼 착용' 캠페인 도로전광판 표출](#)

・海洋水産部

「子どもの皆さん、ライフジャケットをしてください!(2023年)」

海洋水産部の職員が幼稚園を訪問し、園児約40人を対象にライフジャケット着用体験などの教育を実施した。また、ライフジャケット着用を勧告する映像も活用し、安全教育を実施した。



参照元：[어린이 여러분~ 모두~ 구명조끼 해\(海\)주세요.. : 네이버블로그 \(naver.com\)](#)

・莞島(ウァンド)海洋警察所

「ライフジャケットを着て、安全な海の生活をして (2023 年)」

→ 莞島(ウァンド)海洋警察所では、夏休みに備え7月から8月にかけて海洋安全文化の拡散とライフジャケット着用を勧告するキャンペーンを実施した。地域のカフェと協力し、ドリンクのカップホルダーやクッキーの包装等にライフジャケットのロゴ入りシールを貼り付け、広報を実施した。莞島(ウァンド)では、過去3年間の沿岸事故死亡者数13人のうち、ライフジャケット非着用件数は13件であった。



参照元：["구명조끼 입고 GO, 안전한 바다생활海"...완도해경 캠페인 나서](#)

・泰安(テアン)海洋警察署

「海でのライフジャケット着用は、選択ではなく必須!(2021 年)」

→ 泰安(テアン)海洋警察署は、夏休みを迎え、約1万人が集まった泰安万里浦(テアンマンリポ)海水浴場でライフジャケットの着用安全キャンペーンを実施した。2020年、泰安管内の沿岸事故で救助された103人のうち、ライフジャケット着用者は17人(16.5%)に過ぎず、死亡者6人も全員ライフジャケットを着用していなかった。



参照元：[태안해경, 여름휴가철 주말 구명조끼 캠페인 실시 - 충청뉴스 \(ccnnews.co.kr\)](#)